

○農林水産省告示第千八百六十九号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）別表一の付表第七十七の規定に基づき、
ベトナムから発送され、他の地域を経由しないで
輸入されるりゅうがんの生果実に係る農林水産大
臣が定める基準を次のように定め、公布の日から
施行する。

令和四年十一月十八日

農林水産大臣 野村 哲郎

一 植物及び地域

りゅうがんの生果実であつて、ベトナムで生
産されたものであること。

二 輸送方法

船積貨物又は航空貨物として輸入されたもの
であること。

三 生産地における検査及び証明

(一) ベトナム植物防疫機関により検査され、か
つ、その検査の結果、検査有害動植物が付着
していないことを認め、又は信する旨の記載
がされているベトナム植物防疫機関が発行し
た植物検査証明書が添付されたものであるこ
と。

(二) (一)の植物検査証明書には、次に掲げる事項
が特記されていること。
ア ミカンコミバエ種群に侵されていないも
のであること。

四 封印

イ 五の消毒が行われたものであること。

(一) ベトナム内の低温処理施設において消毒を
行う場合にあつては、生果実の各こん包ごと
又は束ねたこん包ごとに、ベトナム植物防疫
機関による封印がなされていること。

(二) 海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナー
（以下「低温処理コンテナー」という。）にお
いて消毒を行う場合にあつては、各低温処理
コンテナーごとにベトナム植物防疫機関によ
る封印がなされていること。

五 消毒

(一) 低温処理施設又は低温処理コンテナーにお
いて、生果実の中心部が摂氏一・三度となつ
た後、引き続き十三日間その温度以下で消毒
すること。

(二) 低温処理施設及び低温処理コンテナーは、
あらかじめベトナム植物防疫機関により(一)の
消毒のために適切な施設及び設備を有するも
のとして指定されたものであること。
(三) (一)の消毒は生果実をこん包したままで行う
こと。

六 こん包

低温処理施設において五の消毒を行う場合に
あつては、次の要件を満たすものとする。

(一) 消毒される生果実は、ミカンコミバエ種群
の侵入するおそれがないと認められる材料に
よりこん包されていること。

(二) 消毒された生果実のこん包が開封され、消
毒を伴わずに改めてこん包される場合にあつ
ては、当該開封及び改めて行われるこん包は、
ミカンコミバエ種群の侵入するおそれがない
と認められる場所で行われていること。

七 植物防疫官による確認

(一) (一)の検査及び五の消毒が的確に実施さ
れていることが植物防疫官により確認される
こと。

(二) (一)の植物防疫官による消毒が的確に実施さ
れていることの確認は、ベトナム植物防疫機
関と共同して、次により行うものとすること。
ア 低温処理施設において消毒が行われる場
合にあつては、当該施設において五の消毒
が行われていることを確認すること。

イ 低温処理コンテナーにおいて消毒が行わ
れる場合にあつては、輸出の時までに五の
消毒が開始されていること及び輸入の時ま
でに当該消毒が終了していることをそれぞ
れ確認すること。

八 表示

三の(一)の検査及び五の消毒が行われた生果実
の各こん包又は束ねたこん包には、輸出植物検
疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨
の表示がなされていること。